

## 建設業における共同研究開発と知的財産

世 一 英 俊\*



### 1. はじめに

建設業においては、建設投資がここ十数年来減少の一途をたどり、2010年度にはピーク時の50%を割り切るなど、厳しい企業経営環境が続いている。震災復旧に伴う一時的な増加傾向は見られるものの、今後も人口減少ならびに少子高齢化がより一層進むわが国において、建設投資の増大を予測することは非常に難しい。一方、建設業における研究開発投資が売上高に占める割合は、建設業が受注単品生産であること、労働生産性の低い業種であること、更には、研究開発成果による業績への直接的な貢献が不明瞭であるという特殊性もあって、元々他産業に比べて低いものである。その上、上述の建設投資の傾向も鑑みると、従来の研究開発投資を維持していくことですら、企業経営上、かなり難しい現状にある。しかしながら、大手企業の多くは研究所を保有し、企業レベルにおける独自の研究開発によってわが国の建設技術を世界のトップレベルに押し上げる大きな原動力になってきたことも事実である。私の持論でもあるが、ビッグプロジェクトが新技術の研究開発を育て、研究開発成果が次のビッグプロジェクトを産み出してきた。ビッグプロジェクトが極端に少なくなった現在から将来に亘って、大きな投資は望めないが、建設技術の研究開発が不要なわけではない。そこで、研究開発投資を効率的に活用し、先進的・独創的成果を創出する1方策として同業間、あるいは異業種間での共同研究開発（以下共研と称す）が近頃盛んに行われている。ここでは、建設業における共研の得失や実施における課題と対応について現況から見た知見を述べてみたい。

### 2. 共同研究開発のメリット・デメリット

建設業における共研相手としては、建設に関連する国や政府系研究機関（大学を含む）、規模をほぼ同じくし、時には受注競争において競合する同業ゼネコン、建設に関わる特殊工法を得意とする施工専門業者、建設関係に資機材やプラントを提供する各種製造業、エンジニアリングサービス業、さらには建設業には直接関係のない製造業（たとえば化学産業等）などが事例として知られる。最近では、たとえば携帯電話情報やピンポイントの天気情報を提供するような情報（IT）サービス業など非常に幅広い産業との共研事例を見ることができる。共研の構成では、2、3の少数の機関で行われる場合と多数の機関でコンソーシアムを組む場合もある。また、共研の形態では、共通の開発目標に対してレベルを同じくする複数の機関がヨイドンでスタートする場合もあれば、1機関が保有してい

\* 株式会社間組 取締役執行役員 技術・環境本部長 Hidetoshi YOICHI

る特徴ある技術を新しいニーズに適用すべく改良・改造することを目的に、複数機関が集まってスタートする場合などもある。

共研におけるメリットは、建設関係機関との共研においては技術分野が類似しているが為に、単独の研究開発に必要なマンパワー、費用や期間の縮減や短縮が可能になる。加えて、異業種との共研では、従来の専門知識の範囲を越えた、より広範囲な技術分野や異種技術との複合化・融合によって、先進的・独創的な成果に対する期待が高まる。一方、共研のデメリットは、当然、成果は共研参加者の共有であり、事業へ提案・採用するにあたって競合が発生することである。また、異業種との共研の場合、共研相手以外の建設業者に当該成果の適用実施を広げ、技術・製品としてのシェアを拡大したい意向と技術を独占したい意向とのギャップによりトラブルが生じやすいことである。そこでは、共研に至るまでに相互が保有していたノウハウを含めた知的財産権を巡る解釈に齟齬が生じることもひとつのきっかけになる。

### 3. 知的財産を巡る課題と対応

共研の途中段階、あるいは最終段階には、共同で保有する特許などの知的財産が産み出される。知的財産の持ち分、出願以降に掛かる費用の配分などに関する意見の食い違いや、共研開始以前に互いが保有していたノウハウを含めた知的財産の取り扱い、さらには成果の第三者への実施権許諾に伴う実施料配分等々、共研に伴う知的財産を巡るトラブルに派生するリスクは少なくない。特に異業種間での共研においては、業種の違いによる企業文化の違いに起因していると言えなくもない。トラブルを回避するためには、共研の開始時期から成果の実施までのステップに応じた技術協定書や覚書を交わすことが重要である。すなわち、①共研開始にあたっては、当事者間で秘密保持契約を交わし、共研以前において保有していた知的財産を相互に確認しあう、②共研実施途中においては知的財産に進展するであろうアイデアを議論するなかで、その関与度に応じて持ち分を確認しあう、③共研成果を発展・実施するなかでは第三者への知的財産の実施許諾や実施料に関して取極めること、等々を参加機関の合意文書として残しておくことがトラブルを未然に防止するとともに研究開発の費用対効果を向上させるために必要不可欠な事項となる。

### 4. おわりに

建設業においては、公共事業に対応するという特殊性も含めて、技術を単独独占する形より、他者への実施許諾も考慮して複数者で知的財産を保有する機会が従前より続いている。今後も、境界分野や異分野での最新技術を取り入れ、先進的・独創的な技術を生み出すためにも研究開発の段階で共研といった形を採用することが望ましい場面は増えていくものと推察する。かかる場合、当事者同士の知的財産を巡るトラブルを未然に防ぐ手段として技術協定書やそれに付随する覚書を的確に整備、活用することによって、発生するデメリットを極小化し、メリットを最大化するべきである。そのために当事者間で工夫を凝らしていく余地もある。それぞれの企業経営の中で、共研を有効かつ効率的な手段として活用することによって、研究開発成果が社業に貢献するという意識を根付かせていきたいと願っている。